

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 SANKYO
代 表 者 名 代 表 取 締 役 毒 島 秀 行
社 長
(コード番号 6417 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 筒 井 公 久
経 営 企 画 部 長
(TEL.03-5778-7773)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 41 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 定款に定めることにより、公告の方法を電子公告とすることができるものとされました。当社といたしましても、より経済的かつ効率的な情報開示方法である電子公告制度を採用いたしたく、現行定款第 4 条を変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当社の機関の位置づけを明確にするため、変更案第 4 条(機関)および変更案第 6 章(会計監査人)を新設するものであります。

定款に定めることにより単元未満株主の権利を制限することができることから、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類等のインターネットによる開示が可能となるため、変更案第 20 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

定款に定めれば取締役会の書面決議が可能となることに伴い、取締役会の決議方法を明確にした上、機動的な取締役会の運営を図るため、変更案第 27 条(取締役会の決議方法)を新設するものであります。

上記のほか、「会社法」に基づく必要な規定の加除、修正、条文の新設・削除に伴う従来の条数の変更、一部字句・表現の修正等、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文を省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文を省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文を省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、14,400万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に<u>係わる株券</u>を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、14,400万株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に<u>係る株券</u>を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。ただし、買増請求があるときに、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合は、この限りではない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 株券の種類および株式の名義書換、その他株式に関する取扱いならびに手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使できる株主とする。</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、基準日を定めることができる。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 12 条 (条文を省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第 13 条 (条文を省略)</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。この場合株主または代理人は、その代理権を証する委任状を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会の議事録には、その経過の要領および結果を記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印して、これを会社に保存する。</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 (条文を省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文を省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第 15 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主 1 名でなければならない。この場合株主または代理人は、その代理権を証する委任状を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 株主総会の議事録には、その経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項を記載または記録し、会社に保存する。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 20 条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 22 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結した時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役若干名を選任する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第 21 条 (条文を省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 22 条 (条文を省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 23 条 (条文を省略)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 25 条 (条文を省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 26 条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結した時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結した時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結した時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の権限) 第 28 条 (条文を省略)</p> <p>(監査役会の招集) 第 29 条 (条文を省略)</p> <p>(監査役会規程) 第 30 条 (条文を省略)</p> <p>(常勤監査役) 第 31 条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬) 第 32 条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算 (営業年度および決算期) 第 33 条 <u>当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当) 第 34 条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第 35 条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第 36 条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(監査役会の権限) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程) 第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第 36 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第 37 条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u> 第 6 章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第 38 条 <u>当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第 39 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。</u> 2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第 7 章 計 算 (事業年度) 第 40 条 <u>当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(中間配当の基準日) 第 42 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間) 第 43 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>

以 上